



インターネットの情報提供							
提供予定日	平成27年6月30日(火)						

平成27年6月29日(月) 県政記者クラブ配布資料									
担当課	担 当 係	担当者	電 話 番 号						
統計課	人口労働係	上山順子	直通058-272-8184 内線2087						

平成27年4月分 毎月勤労統計調査結果

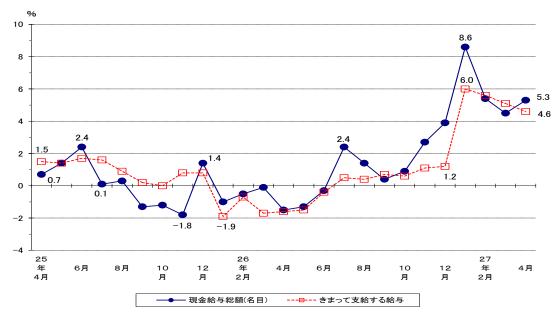
賃 金

- 4月のきまって支給する給与は、規模5人以上で245,951円、前年同月比4.6%増で、10ヶ月連続で前年同月を上回った。(規模30人以上では267,216円、前年同月比0.9%増で、2ヶ月ぶりに前年同月を上回った。) なお、特別に支払われた給与を含む現金給与総額は、規模5人以上で252,206円、前年同月比5.3%増で、10ヶ月連続で前年同月を上回った。(規模30人以上では276,524円、前年同月比2.2%増で、2ヶ月連続で前年同月を上回った。)

表1 賃金の動き

						現金給	与総額		きまっ	って支給する	給与				特別に支払	ムわれた給与
	産		業									所定P	內給与	所定外給与		
					実 数	指 数	前月比	前年同月比	実 数	前月比	前年同月比	実 数	前年同月比	実 数	実 数	前年同月差
事業	所規模 5 /				円		%	%	円	%	%	F.	%	円	円	円
	査	産	業	計	252 206	89. 7	△0.1	5. 3	245 951	0.9	4.6	225 940	4.8	20 011	6 255	1 750
建		設		業	346 503	103.7	△2.4	9. 2	345 884	$\triangle 1.1$	9.0	327 388	12. 1	18 496	619	572
製		造		業	288 292	92.5	0.3	5.0	276 775	0.2	4.0	243 372	3. 4	33 403	11 517	3 147
卸	売 業	,	小 売	業	194 556	90.0	5.0	△2.0	189 077	3.3	$\triangle 1.1$	178 682	△1.6	10 395	5 479	△ 1 451
医	療	`	福	祉	267 473	92.9	0.7	4.6	266 722	2.3	4.4	248 791	2. 2	17 931	751	474
事業	所規模30	人以上	1													
j	査	産	業	計	276 524	87. 9	0.1	2. 2	267 216	1.4	0. 9	241 826	1.4	25 390	9 308	3 533
建		設		業	323 881	70.1	△1.4	△5.5	323 881	△1.3	△5. 5	318 606	6.9	5 275	0	△ 145
製		造		業	309 651	90.0	0.4	2.7	293 793	△0.1	1.4	255 857	1. 3	37 936	15 858	4 119
卸	売 業	`	小 売	業	180 106	84.7	8. 2	△6.8	168 191	3.9	△12.0	160 099	△11.1	8 092	11 915	10 171
医	療	,	福	祉	299 649	90.3	0.4	△2.0	298 716	1.9	△2.3	272 385	△6. 2	26 331	933	700

図1 賃金の動き(前年同月比) -規模5人以上・調査産業計-



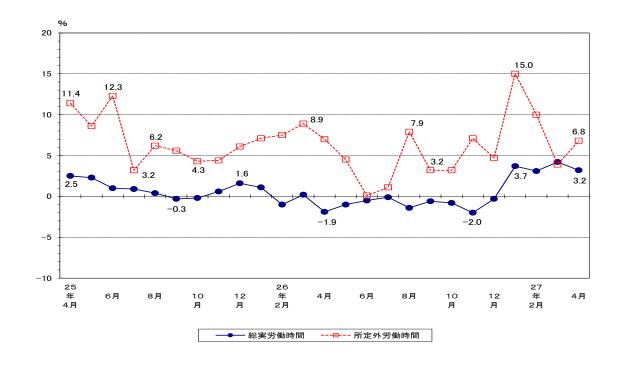
労働時間

- 総実労働時間は、規模 5 人以上で 154.4 時間、前年同月比 3.2%増で、4ヶ月連続で前年同月を上回った。 (規模 30 人以上では 158.4 時間、前年同月比 2.1%増で、5ヶ月連続で前年同月を上回った。)
- ・所定外労働時間は、規模5人以上で11.3時間、前年同月比6.8%増で、27ヶ月連続で前年同月を上回った。 (規模30人以上では12.6時間、前年同月比3.7%増で、2ヶ月ぶりに前年同月を上回った。)

表2 労働時間の動き

	産		業		総実労働時間 所定外労働時間							出勤日数			
	_				実 数	指 数	前月比	前年同月比	実 数	前月比	前年同月比	実 数	前月差	前年同月差	
調	所規模 5 査	人以上 産	:】	計	時間 154. 4	104. 0	2. 6	% 3. 2	時間 11.3	0.9	6.8	19. 9	0. 5	日 0. 3	
建		設		業	173.7	100.2	$\triangle 4.0$	4.2	11.2	△20.5	25. 2	21.2	△0.6	$\triangle 1.4$	
製		造		業	174. 4	107.6	3.0	2.5	17. 5	0.0	2.5	20.8	0.7	0.5	
卸	売 業	`	小 売	業	138.9	102.6	6.8	0.3	6.6	11.9	10.3	19.9	1.2	0.0	
医	療	`	福	祉	144. 4	104.9	4.5	2.3	3.8	5. 6	△35.8	19.7	0.7	0.9	
	所規模30														
調	査	産	業	計	158. 4	104.0	3. 6	2. 1	12.6	2. 4	3. 7	19. 9	0.6	0. 2	
建		設		業	152.5	86.3	$\triangle 6.2$	0.8	8.3	7. 7	△7.0	19.2	$\triangle 1.7$	△4.2	
製		造		業	176.9	106.2	3.0	3.6	18.7	△2.6	1.6	20.6	0.8	0.6	
卸	売 業	`	小 売	業	133.8	100.2	7.6	△5.0	4.5	4. 7	$\triangle 14.0$	20.0	1.4	△0.6	
医	療	`	福	祉	148.8	105.0	3.6	0.3	5.0	0.0	$\triangle 15.3$	19.8	0.6	0.6	

図2 労働時間の動き(前年同月比) -規模5人以上・調査産業計-



雇用

- 常用労働者数は、規模 5 人以上で 649, 126 人、前年同月比 1.2%増で、4ヶ月連続で前年同月を上回った。 (規模 30 人以上では 348, 687 人、前年同月比 1.7%増で、4ヶ月連続で前年同月を上回った。)
- ・パートタイム労働者の比率は、規模5人以上で31.4%となり、前年同月差2.6ポイント低下した。

表3 常用雇用の動き

						常	用 タ	分 働	者		労 働	異 動
	産		業		実 数	指数	前月比	前年同月比	パートタイム 労働者比率	パートタイム 労働者比率 前年同月差	入職率	離職率
調響	所規模 5 , 査	人以上 産	】 業	計	人 649 126	99. 5	% 1. 2	% 1. 2	% 31. 4	ポイント Δ 2.6	4. 79	% 3. 85
建		設		業	37 732	99.6	2. 9	△ 5.9	10.0	5. 9	3.60	0.63
製		造		業	175 995	96. 1	1. 2	△ 0.8	15.7	△ 3.7	2. 76	1.58
卸	売 業	`	小 売	業	104 742	90.0	△ 0.4	3.4	52.8	2. 6	2.80	3. 31
医	療	,	福	祉	89 417	116.5	1. 2	1.1	25.6	△ 11.9	6. 77	5. 56
【事業 調	所規模30 查	人以上 産	】 業	計	348 687	97. 0	2. 3	1.7	27. 6	△ 0.7	5. 15	3. 38
建		設		業	10 536	101.8	3. 1	△ 19.4	19.9	18. 5	3. 57	0.45
製		造		業	127 393	95.6	1.6	0.7	13. 2	△ 2.0	2. 83	1.28
卸	売 業	`	小 売	業	39 866	84.3	△ 0.7	10.2	66. 9	7. 5	1. 53	2.31
医	療	`	福	祉	55 840	119.3	2. 1	2.0	21.8	△ 4.8	7.00	4.89

図3 常用雇用の動き(前年同月比) -規模5人以上・調査産業計-

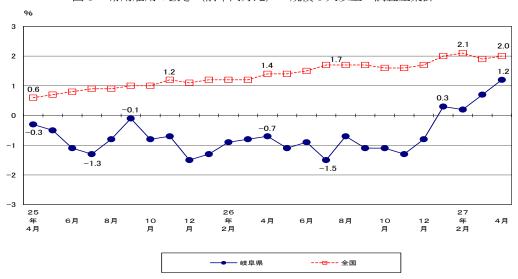
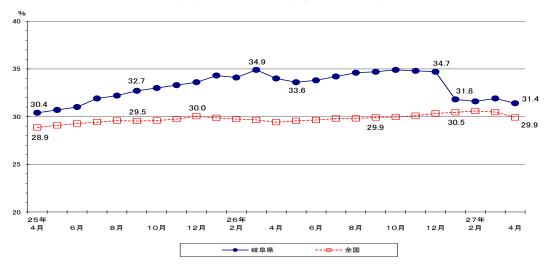


図4 パートタイム労働者比率の動きー規模5人以上・調査産業計ー



【利用上の注意】

- 1 平成27年1月分調査から、平成24年経済センサス活動調査の結果等に基づき、調査対象事業所の抽出替えを行った。このため、賃金・労働時間指数については、新旧サンプルのギャップを埋めるため、過去に遡って修正し指数を接続させている。(平成22年=100としている)
- 2 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 3 指数の算式

基準年の平均(以下「基準数値」という。)を100とする指数を作成している。 各月の指数は、次の算式によって作成している。

各月の指数 =
$$\frac{$$
各月の調査結果の実数 \times 100 基準数値

指数と各月の調査結果の実数との対応は次のとおりである。

指数の種類	各月の調査結果の実数
現金給与総額指数	各月の1人平均現金給与総額
総実労働時間指数	各月の1人平均総実労働時間数
常用雇用指数	各月の本月末常用労働者数

上記の算式により作成された指数に基づいて、前年同月比等の増減率を計算している。

- 4 現在の指数の基準時は、平成22年(2010年)である。
- 5 常用労働者とは、
 - ① 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
 - ② 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前2か月間にそれぞれ 18 日以上雇われている者。
 - のいずれかに該当する者をいう。
- 6 パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
 - ① 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
 - ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より短い者のいずれかに該当する者をいう。また、一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。

【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業(他に分類されないもの)」に属する常用労働者5人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約750事業所を対象とする。

< 環境生活部統計課ホームページ>

http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/tokeijoho/index.html